

## 平成28年度与党税制改正大綱について

本日、「平成28年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正においては、ゴルフ場利用税の堅持、地方法人課税の偏在是正、車体課税の見直し等、多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮いただき取りまとめていただいたことに対し与党関係者の方々に敬意を表する。

ゴルフ場利用税については、所在市町村にとって極めて重要な財源であることが理解され、現行制度が維持されることとなった。これは与党関係者をはじめ関係の首長、地方議会関係者の皆様方のご尽力の結果であり、改めて感謝申し上げます。

地方法人課税の偏在是正は、地域の財政力格差の縮小等に寄与するものであり、併せて法人事業税交付金の創設や激変緩和措置を講じていただいた。

車体課税の見直しにおいては、自動車取得税の廃止に伴う環境性能課税の実施に関し、地方団体の準備や納税者への周知に十分な期間が必要であることから、地方側の主張どおり、平成28年度税制改正において具体的な制度設計がなされるとともに、新たな市町村交付金が創設された。環境性能課税は新税であり、地方団体や納税者に混乱を招くことのないよう、国において丁寧な説明を望むとともに、我々としても新制度の周知等に努めてまいりたい。

消費税の軽減税率の対象については、大変なご努力により決定されたところであるが、今回の消費税率引き上げは、社会保障財源に充てることを予定していたものであり、来年度中に、安定的な恒久財源をしっかりと確保いただきたい。

地球温暖化対策税制に関しては、市町村が主体的に森林・林業施策を推進することができるよう、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討することが大綱に明記された。このことは、長年にわたり全国森林環境税の創設を求めてきた町村にとって、画期的ともいえるものであり、高く評価する。改めてご尽力いただいた関係者の皆様方に心より感謝申し上げますとともに、できる限り早期の実現を期待したい。

なお、市町村の重要な基幹税である固定資産税の償却資産課税に関し、限定的な特例措置とはいえ、国の経済対策の一環として一部減税措置が設けられたことについては、このことが前例とならぬよう、今後とも現行制度の堅持を求めてまいりたい。

平成27年12月16日

全国町村会長  
藤原忠彦